

第4編 管きょ更生工法編

第 1 節 管きょ内面被覆工（製管工法）

第 2 節 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）

第 3 節 換気工

第 4 節 管きょ更生水替工

第 1 節 管きょ内面被覆工（製管工法）・目次

1 適用範囲	4 - 1 - 1
--------------	-----------

1 適用範囲

本資料は、下水道管路の既設管内に更生管材（硬質塩化ビニル材など）を製管し、既設管と更生管の隙間に裏込材を充填し、既設管と更生管が一体となった複合管を築造する場合に適用する。

適用範囲は、既設管径 800 mm未満とし、管きょ内での人力作業を伴わない工法とする。

施工概要や更生材料、製管等については下水道用設計標準歩掛表 B-65 管きょ内面被覆工(製管工法)による。

第2節 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）・目次

1 適用範囲	4-2-1
--------------	-------

1 適用範囲

本資料は、下水道管路の既設管内に硬化性樹脂を含浸させた繊維質の材料、プラスチックの材料または塩化ビニル製の材料等を、加圧反転あるいは引込によって挿入し、管内で加圧状態のまま熱、光、冷却または常温で硬化させ、管内面に密着した更生管（自立管）を形成する場合に適用する。

また、本資料は既設管径及び更生延長が次表に示す範囲であり、かつ管きょ内での人力作業を伴わない場合に適用する。

施工概要や更生材料、反転・形成等については、下水道用設計標準歩掛表 B-66 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）による。

第 3 節 換氣工・目次

1 換気設備	4 - 3 - 1
--------------	-----------

1 換気設備

(1) 適用範囲

本資料は、既設管内で発生する有毒ガス等の換気作業に適用する。

機械運転単価表については、下水道用設計標準歩掛表 B-67 換気工による。

第4節 管きょ更生水替工・目次

1 反転・形成用水替	4－4－1
------------------	-------

1 反転・形成用水替

(1) 適用範囲

本資料は、流下水が管きょ内作業を妨げないよう排水する作業に適用する。

施工歩掛や機械運転単価表等については、下水道用設計標準歩掛表 B-68 管きょ更生水替工による。